

RFS発25第17号

平成26年3月10日

原子力規制委員会

原子力規制庁 原子力防災政策課長 殿

リサイクル燃料貯蔵

取締役社長 久保

リサイクル燃料備蓄センター原子力事業者防災業務計画の読み替えについて（連絡）

弊社より平成25年12月20日付けで届け出ました「リサイクル燃料備蓄センター原子力事業者防災業務計画」につきまして、平成26年3月10日より一部変更して運用させていただきます。

本件は、「原子力事業者防災業務計画の確認等に係る視点について（内規）」に基づく簡易な変更の扱いとして、次回修正までの間添付の読み替え表とおりに運用することと致しますので、ご連絡させていただきます。

以 上

添付

「リサイクル燃料備蓄センター原子力事業者防災業務計画」の読み替え表

「リサイクル燃料備蓄センター 原子力事業者防災業務計画」の読み替え表

※注記：「リサイクル燃料備蓄センター 原子力事業者防災業務計画」における読み替え箇所は、“二重下線”にて明示しています。
本読み替えは、平成26年3月10日より適用します。

現 行	読み替え後	理由
別図 2 - 2 警戒事象発生時の通報経路 ----- : ファクシミリによる送信(ファクシミリが使えない場合、衛星電話等による連絡) → : 電話等による連絡	別図 2 - 2 警戒事象発生時の通報経路 ----- : ファクシミリによる送信(ファクシミリが使えない場合、衛星電話等による連絡) → : 電話等による連絡	独立行政法人原子力安全基盤機構統合後の原子力規制委員会の体制変更に伴う変更

現 行	読み替え後	理由
別図 2-3 原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項に基づく通報経路 備蓄センター内での事象発生時の通報経路 : 原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項に基づく通報先 —→ : 電話によるファクシミリ着信の確認 ----→ : ファクシミリによる送信 (ファクシミリが使えない場合、衛星電話等による連絡) —→ : 電話等による連絡	別図 2-3 原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項に基づく通報経路 備蓄センター内での事象発生時の通報経路 : 原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項に基づく通報先 —→ : 電話によるファクシミリ着信の確認 ----→ : ファクシミリによる送信 (ファクシミリが使えない場合、衛星電話等による連絡) —→ : 電話等による連絡	独立行政法人原子力安全基盤機構統合後の原子力規制委員会の体制変更に伴う変更
II - 3	II - 3	

現 行	読み替え後	理由
別図 2-4 原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項の通報後の連絡経路 備蓄センター内での事象発生時の連絡経路 対策本部各班長等 ↓ 事象報告 対策本部長 ↓ 指示 対策本部情報班長 内閣府 (内閣総理大臣) 原子力規制委員会 原子力規制庁 原子力防災課 (原子力規制委員会) 青森県環境生活部原子力安全対策課 (青森県知事) むつ市防災政策課 (むつ市長) 内閣官房 原子力災害対策本部 (内閣府内) または 関係省庁事故対策連絡会議 青森県原子力センター むつ警察署 下北地域広域行政事務組合消防本部 むつ労働基準監督署 青森海上保安部警備救難課 東通原子力規制事務所 東北経済産業局 総務企画部総務課 資源エネルギー庁 原子力立地・核燃料サイクル産業課 オフサイトセンター (現地事故対策連絡会議または原子力災害合同対策協議会) 青森県災害対策本部 ※ むつ市災害対策本部 ※ 青森県警察本部警備第二課災害対策室 社内関係箇所 □ : 原子力災害対策特別措置法第 25 条第 2 項に基づく応急措置の概要報告先 ----> : ファクシミリによる送信(ファクシミリが使えない場合、衛星電話等による連絡) —> : 電話等による連絡 ※ : 災害対策本部等が設置されている場合に限る	別図 2-4 原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項の通報後の連絡経路 備蓄センター内での事象発生時の連絡経路 対策本部各班長等 ↓ 事象報告 対策本部長 ↓ 指示 対策本部情報班長 内閣府 (内閣総理大臣) 原子力規制委員会 原子力規制庁 原子力防災政策課 (原子力規制委員会) 青森県環境生活部原子力安全対策課 (青森県知事) むつ市防災政策課 (むつ市長) 内閣官房 原子力災害対策本部 (内閣府内) または 関係省庁事故対策連絡会議 青森県原子力センター むつ警察署 下北地域広域行政事務組合消防本部 むつ労働基準監督署 青森海上保安部警備救難課 東通原子力規制事務所 東北経済産業局 総務企画部総務課 資源エネルギー庁 原子力立地・核燃料サイクル産業課 オフサイトセンター (現地事故対策連絡会議または原子力災害合同対策協議会) 青森県災害対策本部 ※ むつ市災害対策本部 ※ 青森県警察本部警備第二課災害対策室 社内関係箇所 □ : 原子力災害対策特別措置法第 25 条第 2 項に基づく応急措置の概要報告先 ----> : ファクシミリによる送信(ファクシミリが使えない場合、衛星電話等による連絡) —> : 電話等による連絡 ※ : 災害対策本部等が設置されている場合に限る	独立行政法人原子力安全基盤機構統合後の原子力規制委員会の体制変更に伴う変更